

よなごの下水道

創刊号

平成 25 年 10 月 1 日

発行 米子市下水道企画課

電話 (0859) 34-1361

Eメール gesuidoukikaku

@city.yonago.lg.jp

～下水道 水が笑顔に なる道～（平成 25 年度下水道推進標語）

米子市では、公共下水道と農業集落排水の二つの下水道事業を行っています。

下水道は、汚れた水を集め、きれいな水にしてから自然に戻します。下水道の施設のほとんどは地下にあるため、普段あまり意識することはありませんが、私たちの日常生活に深く関わっています。下水道は、豊かな自然環境を守り、私たちの生活を快適にするとともに、次の世代への贈り物となる大切な施設です。

下水道の整備には、巨額の事業費と長い年月が必要です。

米子市は、「生活充実都市・米子」の実現を目指し、市民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、下水道の整備と普及促進に取り組んでいます。



使用料は、こんなことに使われています！

皆さんが使用された水の多くは、下水道管を通して処理場へ運ばれます。その水をそのまま放流すると、海や川が汚れて悪臭や環境破壊の原因になります。そのため、水をきれいにする処理をしてから川に流すために、いただいた使用料を使っています。

《具体的な使用料の使い道》

- ◎処理場、ポンプ場の修繕費や機械電気施設整備の経費
- ◎水をきれいにするための光熱水費
- ◎施設の維持管理費
- ◎整備に係る借入金の返済など

1 m³の汚水をきれいな水にするには、公共下水道では約 250 円の処理費がかかります。



12月の
検針分から

公共下水道・農業集落排水の使用料が変わります

下水道事業特別会計は、近年借入金の返済額が増加する一方で、使用料等の収入が十分に確保できず、平成24年度末でおよそ3億7千万円の累積赤字を抱えています。

また、農業集落排水事業特別会計は、1億円を超える収入不足を一般会計から補てんすることで、収支の均衡を保っています。

米子市では、下水道事業を計画的に進め、適正な維持管理を行うため、維持管理費の抑制などの経費節減、未収金回収のための滞納処分強化など、一層の経営改善を進めています。しかし、それでもなお賸りきれない状況にあり、次世代まで負担を残さないために使用料の改定を行うこととしました。

皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

使用料単価（1か月分の税抜き金額）

区分	現行		改定後	
	使用水量 (m ³)	金額	使用水量 (m ³)	金額
基本使用料	0～10	1,100円	0～8	1,100円
超過使用料 (1 m ³ あたりの単価)	11～20	120円	9～20	132円
	21～50	154円	21～50	171円
	51～100	200円	51～100	223円
	101～500	236円	101～250	242円
			251～500	260円
	501～1,000	244円	501～1,000	270円
1,001～	260円	1,001～	275円	
温泉及び公衆浴場汚水 (1 m ³ あたりの単価)		70円		77円

具体的なお支払いは…

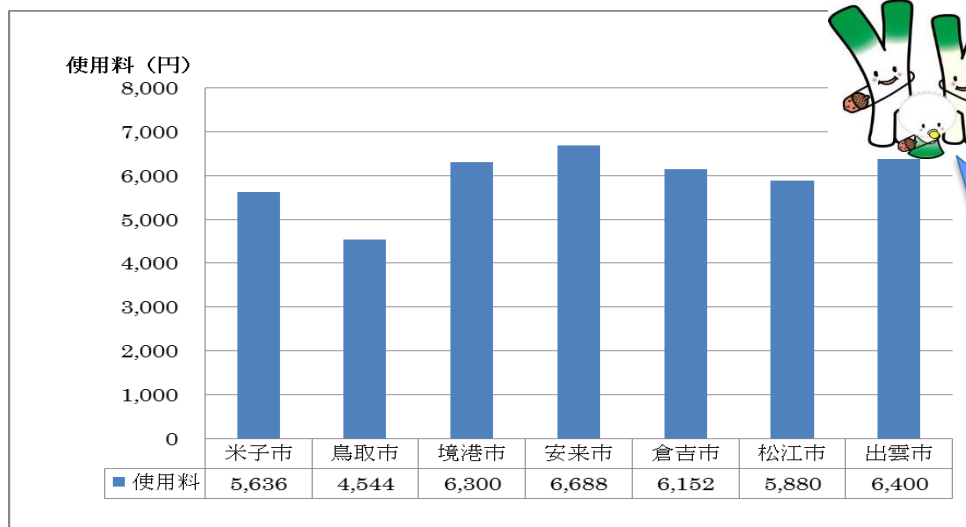


使用水量ごとの使用料の例
(2か月分の消費税込みの金額)

水量 (m ³)	現行	改定後	改定差額
16	2,310円	2,310円	0円
20	2,310円	2,864円	554円
30	3,570円	4,250円	680円
40	4,830円	5,636円	806円
50	6,447円	7,431円	984円
60	8,064円	9,227円	1,163円
70	9,681円	11,022円	1,341円
80	11,298円	12,818円	1,520円
90	12,915円	14,613円	1,698円
100	14,532円	16,409円	1,877円

《参考》

平均的な世帯の使用料(2か月当たり40 m³)の山陰他市との使用料金額の比較は、次のとおりです。



使用料の納付には、便利で
確実な口座振替(自動払込)
制度をおすすめします！

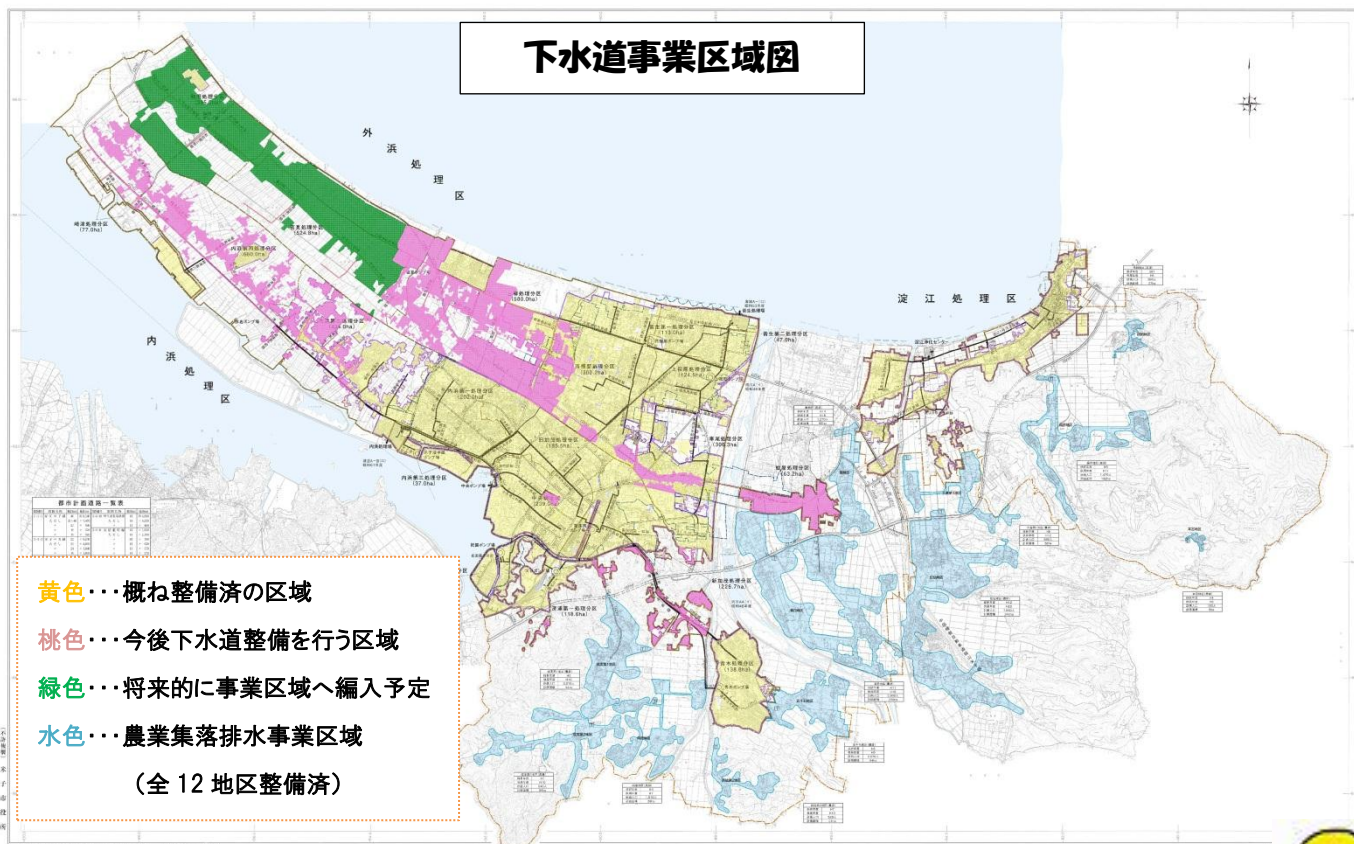
お問い合わせ先

下水道営業課 電話 34-1371

*米子市:使用料改正後 他市:平成25年4月1日現在(消費税込み)

下水道整備について

下水道事業区域については、下図のとおりです。



下水道が整備されると、整備地域のみなさまは下水道への接続が可能となり、各ご家庭で現在使用されている排水施設(浄化槽・汲み取り施設等)を下水道へ接続する宅内工事を実施していただくことになります。

また、下水道整備には巨額な事業費が必要となり、整備済地域の方のみが利用できる公共施設となることから、建設費用の一部として受益者負担金を納めていただくことになります。

下水道の整備時期については、直接お問い合わせいただくか、米子市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先:整備課 電話 34-1397



平成 24 年度末の処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理をしている人口の割合は、次のとおりです。

公共下水道	=	$\frac{\text{水洗化人口(人)}}{\text{整備人口(人)}}$	=	$\frac{83,880}{97,540}$	=	86.0%
農業集落排水	=	$\frac{\text{水洗化人口(人)}}{\text{整備人口(人)}}$	=	$\frac{12,360}{15,623}$	=	79.1%



下水道は、私達の生活環境を良くし、川や湖などの水質を守る目的で整備されています。せっかく整備した下水道も皆さんに利用していただかなければ、価値のないものになってしまいます。お住まいの地域に下水道が整備されましたら、速やかに接続していただきますようご協力をお願いします。

下水道揭示板

下水道処理場の見学にきませんか

皆さんが使った水がどのような仕組みできれいにされて川に放流されるかご存じですか？
米子市では、内浜処理場の施設見学ができます。
見学をご希望の方は施設課にお問い合わせください。

施設課 電話 34-1379



下水道接続工事に融資制度をご利用ください

汲み取り便所を水洗便所に改造(新築は除く。)し、公共下水道・農業集落排水施設につなぐ工事(浄化槽からの接続切り替えを含む。)をされる方に、融資をあっせんしています。
従来は供用開始の日から3年以内に改造工事をされる方を無利子の融資制度の対象としていましたが、平成25年4月から、供用開始の日から3年を経過された方も一部無利子の融資制度を始めました。
詳しくは、下水道営業課普及係にお問い合わせください。

下水道営業課 電話34-1387

下水道に関するお問い合わせ先

平成25年4月から、下水道部の組織機構を変更しました。
市民の皆さんに下水道事業をご理解いただけるよう、積極的な情報提供とPRに努めていきます。



担当課	係	電話	お問い合わせの内容
下水道営業課	普及係	34-1387	受益者負担金、水洗便所改造資金の貸付け
	料金係	34-1371	下水道使用料、農業集落排水施設使用料
整備課	工務第一係	34-1397	下水道管渠の整備計画及び設計施工
	工務第二係	34-1396	私道下水道管渠工事の申請
	管路維持係	34-1370	公道及び私道下水道の管路施設の修繕・調査等
施設課	施設維持係	34-1379	処理場、ポンプ場の修繕・管理等
	施設工事係	34-1376	処理場、ポンプ場の整備計画及び設計施工
	排水指導係	34-1398	宅内の排水設備及び指定工事店、除害施設の指導
下水道企画課	下水道企画室	34-1382	下水道事業の企画立案
	総務係	34-1361	下水道の財政状況